

革命期シェイエスにおける 憲法制定権力論（1）

高野敏樹

はじめに

- I. 「アンシャン・レジームの危機 (la crise de l'Ancien Régime)」と基本法、「国制」および憲法
 - 「三部会 (Etats Généraux)」の招集をめぐる憲法と政治
 - (1) シェイエスの『第三身分とはなにか』
 - (2) 革命と憲法の「絆帶」(le lien de la solidarité de la Révolution et de la Constitution)
- (以上、本号掲載)

II. シェイエスの憲法制定権力論

- (1) 「憲法を作る力 (pouvoir constituant)」と「憲法によって作られた力 (pouvoirs constitués)」
- (2) 憲法制定における国民意思の絶対性
- (3) 憲法制定における特別代表への委任
- (4) 憲法改正の無限界性

III. 憲法制定権力と立憲議会

- (1) 国民の「意思の言説 (discours de la volonté)」としての憲法制定権力論
- (2) 三部会から憲法制定国民議会へ
 - 憲法制定国民議会における憲法制定権力論

むすび

はじめに

憲法制定権力 (*pouvoir constituant, verfassunggebende Gewalt, constituent power*) は、国家における法秩序の諸原則を確定し、国家統治の諸権力とその諸制度を創造する権力である⁽¹⁾。憲法制定権力は、このような国家秩序の形成の原動力であるという意味において、憲法史上、一般の国家権力 (*pouvoir ordinaire*) に先行して存在し、国家の基本法である憲法を制定するために発動される国家における「始源的な権力 (*pouvoir originaire*)」として理解され、体系化された⁽²⁾。

本稿においては、憲法制定権力論の形成期であったフランス革命期の議論にたちもどり、その理論の構造と意義を考えたい。

注：

(1) 芦部信喜『憲法制定権力』(1983年) 3頁。

(2) たとえばカール・シュミット (C. Schmitt) は、憲法制定権力を「政治的統一体の実存 (Existenz der politischen Einheit) を全体として決定する」ことのできる「政治的な意思の力または権威 (politische Wille, dessen Macht oder Autorität)」と定義している (C. Schmitt, Verfassungslehre, 1928, 7 Aufl. 1989, S. 75.)。

以上のシュミットのように憲法制定権力を徹底して「政治的なもの」としてとらえることが妥当か否かについては問題が残されているといわざるをえないが、しかしシュミットが憲法の意味を、(1)「国家の全体状態としての憲法 (Verfassung als staatlichen Gesamtzustand)」と、(2)「積極的意味の憲法 (Verfassung im positiven Sinn)」とに分類し、前者の「国家の全体状態としての憲法」はそれが発布されたりあるいは合意されたりすることのない、いわば所与の——いいかえれば、単にそこに国家が存在するということと同義の——存在であるにすぎないのに対して、真の意味の憲法は、後者の「積極的意味の憲法」すなわち政治的統一体を形成する「意識的な行為 (bewußten Akt)」としての憲法制定権力の発動によってはじめて形成されるとしていることは指摘する必要がある。シュミットにおいて、国家はそのような憲法制定権力の発動によってはじめて「その特殊な実存形式 (besonder Existenzform) をもつ」ことができるのであり (a.a.O. S.44)，そこでは国家形成における憲

法制定権力の始源的な性質あるいはその意義がきわめて的確にとらえられているといってよいであろう。

I. 「アンシャン・レジームの危機 (la crise de l'Ancien Régime)」と 基本法, 「国制」および憲法 ——「三部会 (Etats Généraux)」の招集をめぐる憲法と政治

(1) シェイエスの『第三身分とはなにか』

(1) 以上のような憲法制定権力の理論化の試みは、フランス革命前夜に刊行されたシェイエス (Emmanuel-Joseph Sieyès) の『第三身分とはなにか (Qu'est-ce que le tiers état?)』(1789年1月)⁽¹⁾にしめされた議論に遡ることができる。シェイエスは、この啓蒙的文書において、「学者の職分は目的をしめすことにある」と述べ、この文書がまさしく封建体制下において抑圧された第三身分がその束縛と屈辱の状態を排除し、政治社会において「現実に相当な存在」となるべきことを明らかにしようとするものであることを宣言した⁽²⁾。

(2) シェイエスによれば、「第三身分とはなにか (Qu'est-ce que le tiers état?) ——それはすべて (tout) である」⁽³⁾。第三身分は「国民 (nation) に属するすべてのもの」を包含する概念であり、「第三身分に属しないものはすべて国民とみなされるべきではない」⁽⁴⁾。国民とは、まさしく共通の法律の下に生活し、かつひとつの立法機関によって代表される共同体 (corps d'associés) にほかならない。すなわち、「共同の法律と共同の代表、これが唯一の国民を形成する」⁽⁵⁾。しかるに、貴族身分は、市民の集団には認められない私法上および公法上の種々の特権をもち、かつ参政権の行使においても、民衆の代表ではない自らの特殊利益を代弁する代表者を選出することができる。貴族身分は、「共同の秩序と共通の法律から遊離」した「われわれのなかにある異邦人」であり、「国家のなかにあるいまひ

とつの国家（imperium in imperio）」であって、その身分は根本において「すでに国民と無縁の存在」である⁽⁶⁾。しかし、それにもかかわらず、フランスの政治権力は「あらゆる部門の執行権が、なんらかの方法で、教会、法服、剣よりなる身分の手中に掌握され」、ここにおいて権力の「篡奪は完成された」⁽⁷⁾。

このような権力構造において、「今まで第三身分の政治的地位はいかなるものであったか（Qu'a-t-il jusqu'à présent?）——それはまさしく無（rien）である」。それでは、「第三身分はなにを要求するか（Que demande-t-il à devenir?）——なにものか（quelque chose）になることを」⁽⁸⁾。

（3）以上のように、シェイエスは、絶対王制の権力基盤である貴族制を厳しく批判し、それを通して、来るべき社会変動へ向けての第三身分のいわば政治的決意を表明したのであった。貴族制に対するシェイエスの批判的見地は、すでに『特權論（Essai sur les priviléges）』（1788年11月）においてしめされており、シェイエスはそこで、特權を定義して、法の普遍性と矛盾し、社会の自然的秩序とは無縁の存在であることを強調していた⁽⁹⁾。

『第三身分とはなにか』における以上のシェイエスの論述は、この『特權論』の主張をさらに拡大し、体系化したものである。すなわち、シェイエスは特權身分を国民のカテゴリーの外に——いいかえれば「社会契約（cotrat social）」の外に——排斥し、政治の権力がそのような封建勢力に代わって国民すなわち第三身分の手中へと移動されるべきことを標榜したのであった。

そして、このことは、必然的に貴族制のみならず、そのような非合理的支配体制をもたらした王制それ自体の正当性の問題へと帰着するはずのものである。事実、この論理は後の国民公会（Convention National）において、サン・ジュスト（Louis-Antoine de Saint-Just）によって、王制廃止に向けての明確な政治的主張として主張されることになる。サン・ジュストは、王制を糾弾して、「自らがいかなる義務をも負わない契約においては、

人は何者でもありえない(*on n'est pour rien dans un contrat où l'on n'est pas obligé*)」と主張し、国王は社会契約の外部に存在するものであり、それゆえ国王が国家の構成員であったことはなく、また国王と人民との間にはその支配と服従の関係を正当化するなんらの契約も存在しないことを主張したのであった¹⁰⁾。

ベイカー（K.M. Baker）によれば、まさしく「その後に起きるすべてのことを可能にしたのは、（シェイエスによる）この革命の契機の定義（貴族制批判）であった」¹¹⁾といつてよく、またビアン（D. Bien）の表現するところにしたがっていえば、シェイエスはこの主張によって革命の端緒を作り、革命のパンドラの箱を開けたのであった¹²⁾。

(4)『第三身分とはなにか』におけるシェイエスの右のような主張は、直接には古く1614年に招集されて以来ながく途絶していた全国三部会の招集（1789年5月1日）がいよいよ目前に迫った事態をうけて、その三部会の構成と運営の方法をめぐる問題と関連して述べられたものである。

『第三身分とはなにか』の執筆当時の激しい政治的論争の焦点は、三部会をめぐるこの論点に収斂していた。すなわち、来るべきこの三部会の構成と運営方法をめぐって、一方では、あくまで1614年の三部会の前例にしたがって各身分を単位とする投票方式を維持しようとする特權的・封建的勢力と、これに対して、各身分を分離することなく三部会全体として一括投票の議決方式を採用し、さらに第三身分から選出されるべき議員数の配分の拡大を主張する第三身分の対立は急速に激化した。かりに、特權身分の側が主張するところの身分を単位とする伝統的な投票方式が採用されるとするなら、第三身分の主張は、現実の政治状況のもとにおいてはつねに二対一（第一身分および第二身分の連合勢力対第三身分）の多数で否決されることにならざるをえないからである。

シェイエスの『第三身分とはなにか』は、この切迫した具体的問題に関して、「第三身分が当然しめるべき地位を獲得するため」¹³⁾に三部会の適正

な構成と運営をもとめる要求書として執筆されたものである。

シェイエスは、この点について、（1）「国民は、三部会に真の代表者すなわち自己の希望を代弁し自己の利益を擁護するような自己の身分から選出された代表を送りたいと切望すること」、（2）「第三身分は、他の二つの身分全体の代表者の総数と同数の代表者数を要求」すること、（3）「第三身分は、全国三部会における議決投票が議員の人数によって採決され、身分別に採決されないことを要求すること」を主張した。すなわち、シェイエスによれば、「第三身分がなにもかになるため」に「第三身分の真に意図するところは、三部会において、特権身分の者達と同等の力をもつこと」であり、そのためには以上の要求が容れられることが不可欠と考えられたのであった¹⁴⁾。

そして、これらの要求が法的に正当であり、かつ実現可能であることを論証するために、シェイエスは「社会における政治的憲法（constitution politique）を知り、かつ憲法と国民自身との間の正常な関係（juste rapport entre constitution et nation）を究明」すべきことを主張したのである¹⁵⁾。

（5）もっとも、全国三部会が招集されるべきか否かという問題の発端それ自体は、1787年8月における王の政府とパリ高等法院（Parlement de Paris）との間のいわば権力機構の内部における対立に由来する。

すなわち、ルイ一六世はアメリカ独立戦争への介入による財政困窮を解消するために、僧侶と貴族身分とをとわず第三身分をふくむあらゆる土地所有者に対して新たな「地租（subvention territorial）」を課すことを内容とする勅令を作成し、その登録をパリ高等法院に命じた。この租税改革はなお特権身分に従来認められていた種々の直接税（taille）の免除措置を残すものであり、その意味では依然として不徹底な改革ではあったが、しかしその課税案が実質的には免税特権の剥奪を意味するものであることが疑いえないものであったため、法服貴族や僧侶身分をふくむ特権身分はつよく反発した¹⁶⁾。

ここにおいて、高等法院は、地租の制定のためには三部会における決定が必要とされる旨を主張し、王の勅令登録命令の無効を決定した。高等法院には14世紀以来、勅令の保管権限のみならず、次第にその登録の審査と承認をなす権限——「登録権 (droit d'enregistrement)」——が認められるにいたり、その結果、王の勅令といえども高等法院において未登録ないしは登録を拒否されたものは効力を発することは不可能とされていた。高等法院の側からすれば、この原則はまぎれもなく、王権の恣意的行使を排除するために歴史的に承認され、すでに確立している「王国の基本法 (lois fondamentales du Royaume)」の一部であった¹⁷⁾。

これにしたがい、パリ高等法院は、この基本法上に確立している権限である登録拒否権限を行使し、そのうえで翌88年5月、「王国基本法に関する宣言 (déclaration des lois fondamentales du Royaume)」を行い、(1) 王制は世襲であること、(2) 裁判官は独立であること、(3) フランス人は恣意的に逮捕・投獄されないこととなるべし、(4) 地方の慣習や特権 (les coutumes des provinces et l'inamovibilité de la magistrature) は破壊されないこと、(5) そして、租税を決定する権限は三部会に帰属すべきことを確認した¹⁸⁾。

このような高等法院の権限の主張に直面した国王の政府はラモワニヨンの改革 (réforme de Lamoignon) として有名な司法改革をもって応じ、勅令登録の権限を高等法院から剥奪して、これを王族と宫廷官吏からなる「全員法廷 (Cours Plénière)」に移行するとともに、バイイ裁判管区 (bailliage) の変更その他の措置をとった。このことが伝統的な領主裁判権に由来する地方の高等法院や下級裁判所の抵抗を招き、それらの鎮圧のために各地で軍隊が導入され、結果として国王の軍隊と市民との衝突を招來したのであった¹⁹⁾。

(6) 軍隊と市民の衝突は、『第三身分とはなにか』においてシェイエスが「みごとな実例をしめした」²⁰⁾と評したドーフィネ州で頂点に達した

(1788年7月21日)。軍隊に対する市民の激しい抵抗ののち、同州の民衆集会 (Assemblée de Vizille) はいちはやく、(1) 全国三部会が開催されるべきこと、およびこの三部会の決定がないかぎり地租の賦課は認められるべきではないこと、(2) 第三身分の権利として、全国三部会における第三身分の代表者数が他の身分の合計の二倍であること、および三部会の採決は身分別ではなく、各身分の代表者個人ごとに行われるよう要求すること、(3) フランス王国の統一が回復されるべきこと、を宣言した²¹⁾。

事態はその当初において、租税の拡大に対する地方高等法院の特權身分の抵抗として始まったにもかかわらず、この集会は同州の第三身分の指導的立場にあったムーニエ (Jean-Joseph Mounier) と、後の立憲議会において三頭派 (Triumvirs 《Antoine-Pierre-Joseph-Marie Barnave, Adrien-Jean-François Duport, Alexandre-Chales et Théodore Lameth》) を形成するバルナーブの主導のもとに運営され、ムーニエの手になる右の宣言は回状 (adressée) の形式で全国に発送されて革命前夜の事態の進行に決定的な影響をあたえた。なぜなら、その宣言は、すくなくとも全国三部会の開催を要求するという点に関しては特權身分と第三身分との間に一定の合意が成立しうることを明らかにしたからである。

このことは、特權諸身分間のいわば内部分裂を意味するものであるが、他方で、それを第三身分の側からみれば、全国三部会が開催され、そこに自らの代表を送ることは、租税改革問題に対する第三身分の直接的な意思の表明の機会をえること意味するにとどまらず、その問題を越えてより根本的な王国の政治的改革それ自体の契機を獲得する好機であった。そして、その目的を達するためには、まさしく来るべき全国三部会の構成と運営方法の革命的な改革が必要とされる。

シェイエスの『第三身分とはなにか』における論述は、以上の事態の推移のなかにしめされた第三身分の状況分析と具体的な要求とを的確に把握し、それらを肯定的に再確認するものであった。

注：

- (1) Emmanuel-Joseph Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers Etat?*, 1789. この『第三身分とはなにか』および『特權論 (Essai sur les privilèges)』については, Collection Quadrige 30 PUF 1989, Préface de Jean Tulard. に合本収録されており, 本稿の引用にあたってはいずれも同書によった。
- (2) Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers Etat?*, op., cit., p.27.
- (3) ibid. p.31.
- (4) ibid. p.31.
- (5) ibid. p.31.
- (6) ibid. p.31. フランス絶対王制下において、「国民は実体をなさず, 王の人格のなかに全的に存在する (La nation ne fait pas corps, réside tout entière en la personne du roi)」ものと考えられた。これに対して, シェイエスのいう国民とは, 法の前に平等な市民からなる共同体であり, それは譲りわたすことのできない共通の意思を行使する市民の統一体としての国民である (Sieyès, *Essai sur les privilège*, op., cit.)。この意味で, シェイエスの国民の概念がルソーのつよい影響のもとにあることはしばしば指摘されるところである (K.M. Baker, Sieyès, par F. Furét et M. Ozuf, *Dictionnaire Critique de la Révolution Français*, en Acteurs, 1992, p.305.; The French Revolution and the Creation of Modern Political Culture, I, 1987, p.202.)。

このような国民の概念から, シェイエスは, (1) 市民の地位は「平等と普遍性」の関係から決定され, 特權身分はその市民の範疇から除外されるべきこと, (2) 国民の意思是市民全体の共通で单一の意思であるから, 身分と地位の区別にもとづいて組織された代表団体（三部会）を媒介としては自己の意思を表明することができないこと——なぜなら, 三つの身分, 三つの代表を残すかぎり, 一般意思 (volonté général) はひとつではありえないからである——を主張したのであった。

- (7) Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers Etat?*, op., cit., p.35.
- (8) ibid., p.27. 『第三身分とはなにか』において, シェイエスは, アンシャン・レジームのすべての弊害が貴族制にあることを強調して「純然たる専制主義 (despotisme tout pur) であるルイ11世やリシュリューの年代, あるいはルイ14世の治世のある時期をわれわれの年代記から除いてみれば, 諸君は宮廷貴族の歴史を讀んでいると思うであろう。支配したのは宮廷であって君主ではない」(ibid., p.36)と述べている。すなわち, シェイエスにおいて, フランスを事実上支配したのは君主ではなく, 宮廷貴族であるとする認識が強調されており, このような見方はシェイエスのみならず革命前夜における君主制に

対する一般的な認識であったといえよう（革命前夜の種々の政治的パンフレットないしは三部会開催時の陳情書におけるこのような傾向について、D.B. Bien, Aristocratie, par F. Furét et M. Ozuf, op., cit., en Idées, p.45. 参照。以上のシェイエスの認識と1791年憲法における君主制の存置との関連について、佐藤功『比較政治制度』（1987年）63頁参照）。

- (9) Sieyès, Essai sur les privilège, op., cit, p.9ff.
- (10) M. Ozouf, Saint-Just, par F. Furét et M. Ozuf, op.,cit., en Acteurs, p.278. よる。
- (11) K.M. Baker, Sieyès, op., cit., p.297.
- (12) D.B. Bien, op., cit., p.63.
- (13) Sieyès, Qu'est-ce que le Tiers Etat?, op., cit., p.27.
- (14) ibid., p.37.
- (15) ibid., p.66.
- (16) A. Soboul, Histoire de la Révolution Française — de la Bastille à la Gironde, t.1, 1962, p.172.
- (17) H.J. Berman, Law and Revolution — The Formation of the Western Legal Traditions, 1983, p.497.
- (18) P. Saurat, Journées Mémorables de la Révolution Française, 1986, p.7 ff.; A. Soboul, op., cit., p.115.
- (19) A. Soboul, op., cit., pp.117–118.
- (20) Sieyès, Qu'est-ce que le Tiers Etat?, op., cit., p.42.
- (21) P. Saurat, op., cit., p.52.

（2）革命と憲法の「絆帯」

(le liens de la solidarité de la Révolution et de la Constitution)

（1）革命前夜の以上のような政治状況の急展開は、オズーフ（M. Ozouf）の表現するところにしたがえば、「基本法（*lois fondamentales*）」ないしは「憲法（*constitution*）」とのつよい絆をもって闘われたところに特色がある⁽¹⁾。

このいわゆる「革命と憲法の絆帯」はフランス革命の継続するプロセス全体について妥当することであるが、1789年のいわゆる「アンシャン・レ

ジームの危機」の時点においてはとりわけ重要な意味をもった。なぜなら、すでに述べたように、事態の端緒となった三部会の開催の要求それ自体が「王国の基本法」の再確認として主張されたものであったからである。

すなわち、前述した1788年5月3日の宣言におけるパリ高等法院側の論旨は、たとえばル・ページュ（Le Paige）の高等法院の重要な職務に関する「歴史的書簡（Lettres Historiques）」にしめされているように、（1）王国には歴史的に承認された基本法が存在すること、（2）その基本法上、司法官には国王の勅令を登録し、審査することに専念する基本法上の責任があること、（3）この司法官の基本法上の権限行使の結果として、王の権威といえどもその恣意的行使は基本法上許されえないというものであった⁽²⁾。

そして、そのような高等法院の主張の根底にあったものは、最初のパリ高等法院院長アルレー（Harlay）が1586年にアンリ三世に上奏した次のような上奏意見に代表される伝統的な基本法思想であったといってよい⁽³⁾。

「われわれには二種類の法があります。ひとつは、国王の法と規則であり、いまひとつは不变かつそれを破ることのできない王国の規則であり、陛下はその王国の規則によって王位に登りえたのです。王国の国家法はそれほど遵守すべきものであり、陛下の固有の権利と主権への疑いを呼び起こすことなしにはその法を破ることはできないのです（Nous avons deux sortes de lois, les unes sont les lois et ordonnances des rois, les autres sont les ordonnances du royaume qui sont immuables et inviolables, par lesquelles vous êtes monté au trône royal. Si devez observer les lois de l'Etat du royaume qui ne peuvent être violées sans révoquer en doute votre propre puissance et souveraineté.）」

前述した1788年5月3日のパリ高等法院の基本法の確認宣言は、まさしく

くこのような伝統的基本法思想にもとづくフランス立憲君主制の「国制 (constitution de Royaume)」の確認としての意味をもっていたのである。

(2) そして、基本法をめぐるこのような高等法院の立場は、ひき続く1788年9月21日のパリ高等法院の基本法に関する「再宣言」に受け継がれることとなった。

この9月21日の「再宣言」は、王国の基本法およびそれにもとづく「国制」の存在を再確認したうえで、さきにパリ高等法院が求めた三部会の招集に関する具体的な提言として、来るべき全国三部会が「1614年に行われた形式にしたがって、規則どおりに招集され、構成されること (régulièrement convoqués et composés suivant la forme observée en 1614)」をつよく求めるものであった。

すなわち、この高等法院の「再宣言」は、全国三部会の招集と構成およびその運営の方法について、(1) フランス王国においては、その伝統的な「国制」にもとづき、依然として三つの身分の区別が維持されるべきであること、(2) したがって、全国三部会は議決を行うに際して、その身分の区別にしたがい、それぞれの意思決定を行うべきこと、という具体的方針を明らかにした⁽⁴⁾。

(3) この9月21日の高等法院の基本法の「再宣言」は、それに先だって表明された高等法院の5月3日の基本法宣言の基本的立場を継承する点においては、その立憲的意義をただしく評価されるべきものではあったが、他方、そこにしめされた高等法院および啓蒙的特權身分の構想する立憲君主制の内実には、法的内容においてもまたその政治的指向性においてもきわめて大きな限界があることをしめしたものといつてよい。

すなわち、中世以来継受されてきた基本法思想のめざしたものは、「国王といえども神と法のもとにある。法こそが王権を形成するものである (Ipse autem rex non debet esse sub homine, sed sub Deo et sub lege, quia lex facit regem)」という中世法の普遍的な格率 (maximes) がしめしている

ように、本来、国王の権力といえども自然法をふくむ事物の本性および王国の伝統的慣習からくる制約に服すべき法的義務が存在するという意味で、国王の絶対的権力に対する「権力制約の規準」としての意味をもつものである。

そして、このような「法によって制限された国王権力」——なぜなら、国王の権力もまた法に由来するからである——の概念を具体化する国法の体系が意味するところのものが、本来の意味における「国制」の概念の基本部分を構成するはずである。すくなくとも、1788年5月3日のパリ高等法院の基本法の確認宣言は、それが発せられた歴史的、政治的な脈絡を考慮にいれてその意味を考えるかぎり、このような意味に解釈されるべき充分な可能性をもっていたといってよい。

しかしながら、それにひき続く9月21日のパリ高等法院の「再宣言」は、「国制」の観念を、このような中世法的な観念の指向するところのものとは大きく隔たったところの、むしろ国王による支配をうけるべき国民にむけてその服従の関係を規律する規準——すなわち、現に存在するフランスの君主支配の国家体制それ自体の正当性をしめす観念——へと変質せしめるものであった⁽⁵⁾。

このようにして、高等法院および啓蒙的特權身分の主張する「基本法」の観念は、体制擁護の概念である「国制」の観念と結合し——あるいはそこに吸収され——それによって第三身分の台頭を抑制する国法理論として機能した。高等法院の「再宣言」は、以上のような旧体制維持の意味をもつものであり、そこからこの「再宣言」を契機として厳密な意味での革命的論議が招来されることとなったのである。

（4）以上のような高等法院の「国制」の理論に対しては、たとえばマブリ（Gabriel Bonnot Mably）は、その『フランス史についての考察（Observations sur l'histoire de France）』において、以上に述べたような高等法院のル・ページュの主張——すなわち、フランスには持続的な基本法

ないし憲法秩序が存在していたとする主張——とは反対に、フランスの政治史上には、「無政府状態と専制状態の劇的な交代 (alternances brutales entre anarchie et despotisme)」という不安定な政治状況が存在するのみであったとする主張を展開していた⁽⁶⁾。

このマブリの主張は、フランス立憲君主制の実態が専制君主の支配の歴史にほかならず、そこにはいかなる「基本法」も「憲法」もありえなかつたことを指摘するものである。この著作はいわゆるモーペーのクーデター (coup d'Etat de Maupeou) を背景として執筆され、全国三部会の招集をめぐる論争のさなかに公刊された。マブリによれば、フランスに憲法が存在しなかつたのは、フランス人民がまだ自らの政治形態を定めて自らの自由を保持するのに必要な永続的な政治意思を表明する段階にはなかつたからである。

しかし、いまや事態はあらたな展開をはじめている。先に述べたパリ高等法院の9月21日の「再宣言」がなされて以来、マブリのこのような主張は、「再宣言」に反対する第三身分のなかに、これに賛同する多くの勢力を獲得した。

(5) 以上のようにして、1789年のいわゆる法的論争は、「基本法」および「憲法」をめぐる問題の核心に到達した。

すなわち、フランス王国には「基本法」ないしは「憲法」とよばれるべき法の体系が存在するか。存在しないとすれば、それを新たに創造しなければならない。他方、「基本法」あるいは「憲法」が存在するとすれば——そして、それがもし高等法院の「再宣言」に代表されるように、依然として第三身分の地位を不当に固定するものであるとすれば——それを変更しうるのは誰か。以上がまさしくその争点であった。

「基本法」と「憲法」という言葉の用法は、論争の過程において、一般論といえれば、対照的な意味で用いられた。すなわち、フランスにおける「基本法」の存在を主張する側は、その「基本法」の定める秩序がフ

ンスにおいてすでに一定の憲法秩序を構成していると考え、伝統的なこの憲法秩序にしたがって王の專制を排除し、かつて存在した理想的な国家秩序をフランスに「復活 (restaurer, rétablir)」させることを主張した。したがって、政治体制の選択という点では、現状維持的であった。とりわけ、この「基本法」の意味するところを「国制」という概念と同一視する封建勢力は、上に述べた1788年9月21日のパリ高等法院の「再宣言」の主張に代表されるように、より明確に身分制国家の維持を要求していた。

他方、あらたな「憲法」の制定を主張する側は、以上に述べた特權身分の側の提示する「基本法」すなわち「国制」の概念を批判し、あるいはそのような「国制」が存在しないことを前提として、封建体制を変革し、恣意的な権力行使を制限するあらたな法と政治の秩序を「創設 (créer, établir)」する必要を強調した。

そして、この点をめぐる多くの主張が革命前夜のパンフレットないしは陳情書 (cahiers de doléance) として公刊された⁽⁷⁾。

(6)たとえば、そのひとつである『パリ市の第三身分の陳情書 (Chaiers de doléances du tiers état du bailliage de Paris)』として知られる陳情書は、「遅きに失した（三部会の）招集に遺憾の意を表明しなければならない」としたうえで、「パリ市の第三身分の選挙人集会は、（来るべき三部会における）その代表者の愛国心と熱意に対し」て、(1)「国民の主権を行使しようとしている自由な市民の尊厳を傷つけるすべてのことを断固として拒否すること、および (2)「国民の権利の宣言が法として成立し、憲法の最初の基礎が決定され、確保される」よう、新たな「憲法」の制定を「厳命」している⁽⁸⁾。

その陳情書の主張するところによれば、「三部会において制定される憲法は、国民固有の財産であり、したがってそれは憲法制定権力 (pouvoir constituant) を有する者、すなわち国民それ自身またはその代表者によつてしか改変ないしは修正されえない」ものである。陳情書は、以上のように

に、「国民の主権」、「国民の権利」、および「国民の憲法制定権力」の概念に言及している点で、あらたな「憲法の制定」を要求する議論のひとつの典型をしめしたものである。

(7) しかしながら、第三身分の政治的主張において、「憲法」と「基本法」という語は、その言葉の用法という点においてはしばしば明確ではなかった。

たとえば、『ルーアン市の第三身分の陳情書 (Chaier de doléances du tiers état du bailliage de Rouen)』のように、「現在のフランス国民の心を占めていることがらは、みずからの憲法 (constitution) を定め、悪弊を除去するため全国三部会を開催することである。国民の権利を確定するためには、過去の闇をまさぐる必要はない。集合した人びとこそがすべてである。そこにのみ至上の権力が存在しうる。人間の最大の幸福こそが、すべての社会契約の原理であるとともに目的である」と述べながらも、このような目的を実現するためにフランスにおいて「あらたな基本法 (lois fondamentales nouveau)」が制定されるべきことを要求するものがあることが注目される⁽⁹⁾。

この陳情書は、「基本法」の内容として、(1)「集合した国民のみが立法権をもち、この法によってのみ（国家が）統治される」こと、(2)「安全、自由、平等は、法の支配のもとにあるフランスの全市民の権利である」こと、(3)「直接税も間接税も、すべての租税は国民の同意なしに徴収することはできない」こと、などを内容とする点で、正確にはむしろ「憲法」制定要求のコンテクストにつながるものといってよい。

以上のように、現実の政治論争の次元においては、「基本法」と「憲法」の二つの用語は、先に述べたようなそれらの用語の意味する本来の指向性の違いをかならずしも明確に区別して用いられていたわけではなかった。「基本法」秩序の維持を主張する封建勢力の側からも、「憲法」の制定を求める勢力に対する反論として、あるいは一種の政治的懐柔策として、

フランスにはすでに「憲法」が存在することが主張された。要するに、ある主張がなされ、それに対する反論が繰り返される当時の政治状況において、「基本法」と「憲法」の語の用法およびその用語の意味するところはきわめて錯綜した状態にあったといってよい。

(8) シェイエスは、『第三身分とはなにか』において、以上のような錯綜した状態をきわめて効果的に利用して、次のように述べている⁽¹⁰⁾。

「六ヵ月前には……フランスには、ただひとつの叫び声があがっていただけであった。すなわち、われわれには憲法がない、したがって憲法を作成することを求める (Nous n'avions point de constitution et nous demandions à en former une)，とするのがそれである。(しかし)もし、特権身分の人びとが主張していることを信じるとするなら、今日われわれは憲法をもっているのみならず、それは二つのすぐれた、そして非難の余地のない規定をふくんでいるということになるであろう。すなわち、ひとつは、市民が身分によって分けられるということである。そして、いまひとつは、国民の意思 (volonté nationale) を形成しようとする際に (その人口数の違いにもかかわらず) 各身分の影響力がひとしいということ (l'égalité d'influence) である。」

以上の特権身分の主張に対するアイロニーに満ちたシェイエスの文章は、右に述べたような封建勢力の側から主張された議論、すなわちフランスにはすでに「憲法」が存在するとする議論に対する厳しい批判である。

特権身分はこれまで、第三身分が主張するあらたな「憲法」の創設の要求に対するは、当然のことながらあらたな「憲法」の概念それ自体に対して一貫して否定的な態度をとりつづけてきた。しかし、シェイエスの右の主張からうかがい知ることができるよう、いまや特権身分の側の主張はその戦術を転換した。すなわち、フランス王国には伝統的な「基本法」に

もとづく「国制」が存在し、その「国制」こそがフランス王国の「基本法」としての「憲法」に相当するのであり、したがって（1）フランスにおいては、あらたな「憲法」の制定は必要とされず、（2）また、三部会は「従来の形式にしたがって」構成され、各身分間の人口比とは関係なく「各身分の影響力がひとしく」なるように運用されることが基本的な「国制」にかなうとする主張がそれであった。

しかしながら、それはとうてい第三身分の側に受け入れられるものではない。シェイエスによれば、このような特權身分の主張に対して、第三身分は依然として「憲法を制定する」というただひとつの叫びをさけぶのみである。

（9）以上のようにして、『第三身分とはなにか』において、シェイエスは、封建勢力が主張する「基本法」——すでに述べたように、実際上それは「国制」という概念と同義であり、論争の状況に応じてしばしば「憲法」という語で表現され、現実政治の場面において来るべき三部会における第三身分の政治的影響力を制限する理論として主張された——の観念に対抗し、それを克服するために、「憲法と国民自身との間の正常な関係」の究明を主張したのであった。シェイエスはその回答として、次節において述べるように、封建勢力の側の主張する「基本法（憲法）＝国制」の概念に対抗するものとして、国家における権力および統治の諸制度を創設するあらたな概念、すなわち憲法制定権力の概念を対置したのである。

シェイエスにおいては、国民の存在は憲法のあらゆる形式に先立つものであり、そのことはなんらの媒介なしに存在するいわば究極の政治的現実である。憲法を制定する権力は、このような国民にのみ帰属する。国民のみが憲法を制定し、変更することができる。そして、憲法を変更することのできるこのような国民の権力は必然的に、すでに存在する王国の基本法ないしはそこで主張される憲法にもおよびうる。シェイエスは、このように考えることによってのみ、封建勢力の主張する「国制」——それは国民

に先立つ存在であると考えられた——の名のもとにおける既存の封建的な社会的、政治的束縛から国民が独立しうることを主張したのであった。

注：

- (1) M. Ozouf, *Révolution*, par F. Furét et M. Ozouf, *Dictionnaire Critique de la Révolution Française*, en *Idées*, 1992, p.425.
- (2) *Archives parlementaires de 1780 à 1860*, I , p.196ff.; K.M. Baker, *Constitution*, par F. Furét et M. Ozouf, op., cit., en *Institutions et Créations*, p.181.
- (3) P. Saurat, *Journées Mémorables de la Révolution Française*, 1986, p.7.

アンシャン・レジームのフランスにおいては、ほぼ16世紀を頂点として「基本法」の観念が確立したといってよいが、その基本法の性質とそれを構成する内容は以下のようにきわめて多様であった。

すなわち、(1) 世襲の国王および国王の戴冠式の誓約をふくみ、(2) 宮廷領地（領土）の委譲の禁止などのほか、(3) とくにサリカ法 (*loi salique*) を中心とした王国の帰属と地方の権限を規定する実定法上の諸規定、(4) 課税に対する臣民の同意権（ただし、緊急時を除く）、(5) 恋意的な逮捕・投獄の禁止、(6) 裁判官の独立性、(7) 教会および貴族身分を主な権利主体とする私有財産の不可侵性、(8) 自己の締結した契約の尊重（とりわけ国王自身が関係する契約）、などがその主な内容とされた（この点については、J. Revel, *Monarchie Absolue*, en F. Furét et M. Ozouf, op., cit., en *Idées*, p.299. および杉原泰雄『国民主権の研究』（1976年）100頁参照）。

もっとも、フランスにおいて、このような基本法を構成する諸規範は、かならずしも国王の権力を実際に拘束し制限する実効的な力を有していたわけではなかった。すなわち、イギリスにおいて、中世的基本法 (*lex fundamentaris*) を構成していたイギリスの「旧き慣習 (immemorial custom)」はコモン・ロー (common law) という実定的法規範へと高められ、すくなくともエドワード三世治世下の14世紀頃にはこのような司法的保障に裏打ちされた基本法 (fundamental law) あるいは高次の法 (higer law) の観念として結実したのに対して、大陸諸国においては、このような基本法の理念を実効的にすることのできる制度は充分に発達しえなかつたといってよい。

フランスにおいては、たとえば16世紀のジャン・ボーダンの「地上のあらゆる君主は、神の法と自然法については、神にたたかいを挑み、神の権威を傷つけるという罪を犯そうとしないかぎりは、それらに従属する地位にある」 (Jean Bodin, *Les six livres de la République*, liv. I , chap. VIII , p.92.) という主張にみられるように、基本法の観念は主として自然法の観念を母体とし

て、その自然法的観念の枠組のなかで議論されるところの、いうなれば君主の権力に対する倫理的制約としての性格のつよいものであった。

この点をボーダンの基本法思想についていえば、ボーダンは、君主の権力を拘束する基本法の観念を強調する一方で、君主の権力の行使が神法と自然法とに適合するか否かを判断する臣民の権利を認めなかった。その判断権は君主のみに認められているにすぎず、そこでは臣民が訴訟やその他の方法でその判断に対抗するという観念は排除されていたことを留意する必要がある。これらの点については、芦部信喜『憲法学 I (憲法総論)』(1992年) 25頁以下、杉原・前出『国民主権の研究』99ページ以下、高野敏樹「イギリスにおける『高次の法 (higher law) 思想の展開』 調布学園女子短期大学紀要25号(1992年) 120ページ以下参照。

- (4) A.Soboul, *Histoire de la Révolution Française — de la Bastille à la Gironde*, t.1, 1962, p.135.
- (5) アンシャン・レジームにおける「国制」の概念について、その代表的な論者であるボシュエ (Jacques-Bénigne Bossuet) が、それを「国家の諸構成 (constitutions de l'Etat)」と定義したうえで、「王位継承が格率 (maximes) —— サリカ法 (loi salique) —— によって定められているフランスは、存在しうる最良の国家の国制 (constitution d'Etat)，そして神がうちたてたものにもっともふさわしい国制をもつことを誇りとすることができます。すべては合体して、われわれの祖先の賢明さと、この王国への神の庇護とをしめしている」と述べている (M. Antoine, *Le dur Métier de Roi, Etudes sur la Civilisation Politique de la France*, PUF, 1986, P82. による) ところにしめされているよう、「国制」の観念は、伝統的に「国家の体制」あるいは実質的意味においては「基本法にもとづく国家体制」——ないしは「基本法を構成要素 (éléments) とする国家体制」という意味に理解されてきたといってよいであろう。

しかしながら、前述したように（前出・注(3)参照）、アンシャン・レジームのフランスにおいては、基本法それ自体が充分に実定化されたわけではなく、したがってその内容と性質はしばしばことなった法的・政治的文脈のなかで種々に解釈されてきた。

基本法のこのような法的・政治的な不安定さにともなって「国制」の観念もまたきわめて振幅の大きい解釈の余地を残しており、「国制」の観念は絶対君主制が確立するにしたがって、その構成要素であるはずの基本法との関連性を希薄化させ、むしろ現に存在する君主支配体制を正当化するイデオロギー的機能をはたしたといえよう。アントワーヌ (M. Antoine) が指摘して

いるように、「国制」の観念は、アンシャン・レジームのもとでは、本質的に「国家の法的な基礎 (les fondaments légaux de l'Etat) ではなく」、それは「統治の原理と態様」にかかわる「国家の先天的で不变の体質 (complexion cogénitale et immuable du pays)」すなわち君主支配の伝統的国家体制をしめす觀念としてもちいられたといってよいであろう (M. Antoine, *Le dur Métier de Roi*, op., cit., p.90.; J. Revel, *Monarchie Absolue*, par F. Furét et M. Ozouf, op., cit., pp.299–300.)

- (6) 革命前夜のマブリの著作としては、G.B. Mably, *Observation sur l'histoire de France*, 1789 (Euvres complètes, t.7. Londres). ; *Observation sur le gouvernement et les lois des Etats-Unis d'Amérique*, 1789 (Euvres complètes, t.8. Londres). ; *Des droits et des devoirs du citoyen*, 1789 (Euvres complètes, t.9. Londres). があげられるが、その主張の趣旨は、(1)「革命 (révolution)」は天体が「回転 (révolution)」するのとおなじようにつねに持続的に生起するものであり、第三身分が君主に対する服従の頂点にあるフランスにおいては、必然的に来るべき段階である革命というあらたな頂点が到来すること、(2) その革命を成功させるためには、全国三部会の招集を要求し、その恒久的な開催を実現させること、(3) そのような革命によってはじめて、悪弊の根絶 (l'extirpation des abus), 国王大権の縮減 (l'affaiblissement de la prérogative royale), 国民の諸権利の制度化 (l'institutionnalisation des droits de la nation) が可能となる、という点にあったといつてよく、「革命」「全国三部会」「人民の自然的権利の確立」という概念の相互関係が明瞭に主張されている点で革命前夜の第三身分の政治的意識形成に大きな影響をあたえた。この点については、M. Ozouf, *Révolution*, par F. Furét et M. Ozouf, op., cit., P.415. 参照。
- (7) 1788年7月に全国三部会の招集が決定されると、三つの身分ごとに代議員が選出され、それぞれの集会において「陳情書 (chaier)」が作成された。というのは、全国三部会の招集とともに作成された1789年1月24日の選挙規則 (Réglement électoral, 1789) がその冒頭で、「陛下は、国王に服従する諸州に全国三部会への招集状を送付することによって、臣下のものすべてがこの盛大で厳肅な集会 (assemblé) を構成すべき代議員 (députés) の選出に参加することを望まれた。陛下は、王国のすみずみから名もない住民がそれぞれ誓願 (voeux) や請願 (réclamations) を陛下のもとにとどけることを望まれた」と宣言し、全国三部会が伝統的に国王に対する臣民の「請願」のための機関であるとする構造を維持したからである。

選挙は原則として旧来の裁判管轄区であったバイイ管区 (bailliage) を主体として実施された。貴族および聖職者身分の代議員選出は容易に進捗したが、

第三身分の選挙制度は複雑であり、都市では同業組合集会（assemblée de corporation de métier）と地区集会（assemblée de bailliage）が並行して行われ、農村では主として教区（paroisse）を母体として、それぞれ数段階をへて代議員が選出された。このような選挙集会において作成され、提出された陳情書の総数は約6万通に達したとされる。全国三部会の選挙制度については、代表的なものとして、F. Furet, *Les élections de 1789 à Paris — le Tiers Etat et la naissance d'une classe dirigeante, en De l'Ancien Régime à la Révolution française*, 1978, pp.188–206. 参照。

- (8) P.J.B. Buchez et P.C. Roux, *Histoire parlementaire de la Révolution française*, vol. I , pp.335–351.
- (9) M. Bouloiseau, *Chaiers de doléances du tiers état du bailliage de Rouen pour les Etat Généraux de 1789*, vol. I , pp.68–72.
- (10) E-J. Sieyès, *Qu'est-ce que le Tiers Etat?*, 1789, Collection Quadrige 30 PUF 1989, PP.73–74.